

将来の年金受給額を増やしませんか？

国民年金第1号被保険者の方や任意加入被保険者（60歳～65歳未満の方や海外在住の方）には、将来、より多くの年金を受給することができる「付加年金」制度と公的な個人年金制度「国民年金基金」があります。



◎「付加年金」制度とは？

現在、納めている定額掛け金（月額16,610円）と、**付加分（月額400円）**を納付すると、老齢基礎年金に上乘せされる形で付加年金が支給されます。支給される年金額は、「200円×付加金を納付した月数」で計算されます。

《例》付加金を300ヶ月（25年）納付したら…

200円×300ヶ月＝年額60,000円も年金額が増えます！

つまり、納めた付加分（月額400円）が年金額にして半分（200円）の計算になります。65才から年金を受け取る場合、年金をたった2年受給するだけで付加金の元が取れるわけです！もちろん、それ以後もずっと一生受給しますので、付加分として払った以上の年金を受け取れる、とってお得な制度なのです！

・加入方法は？

掛け金の付加金を納付したい方は、基礎年金番号又はマイナンバーがわかる物をお持ちになって役場の年金係までお申し込みにいらしてください。

◎「国民年金基金」とは？

国民年金に上乘せして加入し、税金優遇制度を受けながら掛金を積立てる公的な個人年金制度で、老後により充実した年金を受け取ることができる公的な年金です。

・その特徴は？

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金額も「公的年金等控除」の対象です。
 - ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
 - ③万一の時はご遺族に一時金が支払われます。（遺族保証のないプランもあります。）
 - ④掛金は、加入時の年齢で一定。お休みや増減もできます。
- ※付加年金とは違い、加入年齢やプランにより掛金が異なり、掛金も受給額も高額になります。



・加入方法は？

加入したい・詳しいパンフレットがほしい・詳しい説明が聞きたい方は、全国国民年金基金－北海道支部（☎0120-65-4192）にお問い合わせ下さい。

ホームページもぜひご覧下さい。（アドレス：www.zenkoku-kikin.or.jp/）

※簡易なパンフレットは役場町民課にも備え付けております。

◎付加年金と国民年金基金は併用できないため、どちらかの加入となります◎

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課 戸籍 医療年金係 (TEL 2-2453)
 函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)

住まいの保険・くるまの保険はもちろん、ケガや病気の入院に備える保険など・・・
 保険の事ならおまかせください！ お気軽にお問い合わせください (^-^)

(有料広告)

●火災保険●自動車保険●傷害保険●がん保険●医療保険●認知症保険●収入保障保険etc.

損害保険トータルプランナーのいるお店
有限会社 柴山保険事務所

長万部町字長万部108-9 ☎01377-2-5676
 携帯電話 090-6871-5676